新型コロナウイルス感染症に係るツインメッセ静岡

施設利用に関するガイドライン

令和２年６月１日

令和２年６月10日一部追加

令和２年６月19日一部追加

令和２年７月10日一部追加

令和２年９月１日一部追加

令和２年12月１日一部追加

令和３年３月１日一部変更

令和３年11月１日一部変更

令和４年６月13日一部変更

令和５年２月１日一部変更

公益財団法人静岡産業振興協会

ツインメッセ静岡

新型コロナウイルス感染症に係るツインメッセ静岡施設利用に関するガイドライン

1　はじめに

令和２年５月25日、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が解除されたことを受け、公益財団法人静岡産業振興協会（以下「協会」という。）は、運営する静岡産業支援センター（以下、「ツインメッセ静岡」という）の展示場の利用停止の措置を解除し、貸出しを再開するにあたり、新型コロナウイルス感染症から展示場等を利用するすべての関係者を守り、かつ感染の拡大を防止するため、主催者や出展者の方々を対象としたガイドラインを作成しました。

なお、本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年３月28日。令和２年５月25日変更。政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」、静岡県イベント開催における感染防止方針（令和２年５月29日版）及び静岡県による「新型コロナウイルス感染症対策としての６段階警戒レベルとレベル毎の行動制限の決定・公表システム（ふじのくにシステム)・国評価レベル」等を踏まえ、感染予防対策を行う際の基本的事項を整理して、その後改定を加えたものです。

２　ガイドラインの適用期間等

（1）適用期間は令和５年２月１日から当面の間とする。　（令和５年２月１日変更）

（2）新型コロナウイルスに関する国及び県・市の指針、新たな知見の集積、国内及び静岡県内での新型コロナウイルス感染の状況を踏まえ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行うことがある。

３　用語の定義

主催者	施設を借りてイベント等を開催する者。主催者からイベントの企画運営について委託を受けた者。
出展者	展示場にブースを構えるなどイベント等を構成する企業及び個人。
支援企業に従事する者	設営会社、スタッフ派遣会社、警備会社、清掃会社等イベントのサービスを提供する企業。
来場者	イベント等を目的で来場する者。
関係者	主催者、出展者及び支援企業に従事する者の総称。
高頻度接触部位	ドアノブ、手すり、テーブル、イス、スイッチ類など、手指等で不特定多数の接触機会がある物や部分。

4　対象施設

（1）大展示場

北館大展示場、南館大展示場

（2）小展示場

西館：第１小展示場、第２小展示場、北館：第３小展示場、レセプションホール

（3）会議室

中央棟４Ｆ会議室 401～409、中央棟３Ｆ和室

5　各施設の上限収容人数及び入場規制の方法

（1）上限収容人数は、各施設内において関係者と関係者以外の入場者を合算した収容可能な上限入場者数で、別紙１「２　展示場の上限収容人数制限」及び「３　中央棟会議室等の上限収容人数制限」のとおりとする。

（2）上限収容人数遵守のための入場規制は主催者が入・退場者数をカウントする

常に会場内の滞留者が上限収容人数を超えないよう入場規制等の対策を講じる。

※滞留者数とは、各施設内において、入場者数から退場者数を差し引いた人数に、関係者の人数を加えた数をいう。

6　感染拡大防止対策

関係者は、展示場や会議室において次の感染拡大防止対策を講じることを基本とする。

（1）展示場の感染防止対策

感染拡大防止項目		具 体 的 な 実 施 内 容
事前相談		主催者は催事の参加人数・規模により以下のように対応すること。また各対応の詳細については事前に当館職員に相談すること。 ① 関係者を含む来場者が最大 5,000 人以上を予定している主催者は、開催２週間前を目処に静岡県に感染防止安全計画を提出する。 ② ① 以外の主催者は、静岡県がホームページで公開している「イベント開催時のチェックリスト」を作成し、主催者のホームページやイベント会場内で公表する。
３密対策	密閉空間	①　大展示場の使用中で搬出入口閉鎖時は、空調又は機械換気を行う。 （令和３年 11 月１日変更） ＊上記に合わせて、運営・安全面での支障がない限り 30 分に１回、５分間程度、ドアや搬出入口を開放する。 ②　小展示場の使用中は、空調又は機械換気を行う。 ③　展示場内の主催者控室等の使用中は空調を使用する。 （令和２年 12 月１日追加）

感染拡大防止項目		具 体 的 な 実 施 内 容
３密対策	密集場所	①　施設内の滞留者数は別紙１「催物の上限収容人数制限等について」の人数制限以内に保つ。 ＊施設内の滞留者数が上限収容人数を上回ると想定される場合は（事前に来場者の来場時間を指定するなど)、 来場者の分散に努め上限以内に保つ。(令和３年 11 月１日変更) ②　密集が予測される企画(ステージ、対面販売、ワゴンセール等)は、レイアウトプランの段階で充分な密対策をとるとともに、実施に当たっては密集しないよう対策を講じる。
	密接場面	①　展示ブースの間隔は、パネル等の仕切りがない場合はできるだけ間隔を空ける。 ②　座席を設置する場合は、身体と身体がぶつかり合わない程度の間隔を空ける。(令和５年２月１日変更) 〈設置例〉別紙２「展示場内における座席等の設置例」(推奨)参照 ③　飲食スペースを設ける場合は、決められた場所で、感染防止対策を行う。(令和５年２月１日変更) ④　主要動線の通路幅は、3m以上を確保する。 ⑤　入場待ち列を生じる場合は、前後・左右ともにできるだけ間隔を空ける。 ＊来場者の入場待機列が密対策をとりきれないと想定される場合は、分散化を図るなどの方法（来場時間を指定する整理券の配布等）により、入場待機列を短縮するよう努める。(令和２年９月１日追加) ⑥　試験の場合等で多数の来場者が一斉退場する場合は、予め退場方法を定め、出口で渋滞による密が起こらないよう誘導及び案内する。（令和２年９月１日追加）

感染拡大防止項目	具 体 的 な 実 施 内 容
感染拡大防止対策	① 会場混雑時や混雑が予想される場合は関係者及び来場者のマスク着用を推奨する。マスクを持参していない者に対して配付等出来るように準備をする。※未就学児等は原則除く。マスクの着脱について本人の意思に反した強要はしない。（令和５年２月１日変更） ② 入場口付近等へアルコール消毒液を設置し、定期的な補充をするとともに、手指消毒・手洗いの励行を周知する。 ③ 高頻度接触部位（ドアノブ、エスカレーターのベルト等）や控室内の常設備品（机、イス、電話、スイッチ等）、及び貸出備品（長机、イス等）は定期的に消毒を行う。（令和３年 11 月１日変更） ④ 体調不良者の対応は、協会所定の対応マニュアルの手順に従う。
体温チェック(37.5℃以上の発熱者は来場不可)	① 関係者は、毎日の検温等体調管理に努める。 ② 来場者の検温を入場前に実施する。＊非接触型体温計の使用を推奨
感染者発生時対応	① 感染者が発生した場合は、速やかに HP 等で公表し、関係者に周知する。保健所及び国・静岡県関係部局等の聞取り調査がある場合は協力する。（令和５年２月１日変更）
注意喚起	関係者及び来場者に対して、感染防止に対する呼びかけを行う。（令和５年２月１日変更） ア 手洗いの励行 イ 咳エチケットの励行 ウ 間近で会話や発声をしない エ マスクの着用推奨(未就学児等を除く)
その他	発熱や風邪症状がある場合に入場の自粛を促すことや、払い戻しに関する規定を事前に整備し周知を行う。（令和５年２月１日変更）

(2) 会議室の感染防止対策

感染拡大防止項目		具 体 的 な 実 施 内 容
3 密対策	密閉空間	① 機械換気は当館で実施する。 ② 窓の開放は、30 分に 1 回以上、5 分間程度、窓を全開にする。
	密集場所	① 会議室内の人数は、別紙 1「催物の上限収容人数制限等について」の人数以内に保つ。(令和 3 年 11 月 1 日変更) ② 密集が予測される企画はなるべく避け、実施する場合は感染対策を講じる。(令和 4 年 6 月 13 日変更)
	密接場面	受付時に待機列が生じる場合は、前後・左右ともに身体と身体がぶつかり合わない程度の間隔を空ける。
感染拡大防止対策		展示場に同じ
体温チェック (37.5℃以上の発熱者は来場不可)		展示場に同じ
感染者発生時に備えた対応		展示場に同じ
注意喚起		関係者及び来場者に対して、感染防止に対する呼びかけを行う。 (令和 5 年 2 月 1 日変更) ア 手洗いの励行 イ 咳エチケットの励行 ウ 間近で会話や発声をしない エ マスクの着用推奨(未就学児等を除く)

7 イベント開催中止等の検討

本ガイドライン等に基づく感染症対策を十分に講じることができない場合は、イベント等の必要性、緊急性等を踏まえ、中止、延期、規模縮小等について検討する。

(1) 主催者又は主催者が関係する業界団体に独自のガイドラインがある場合は、使用申込み前に協会へ提供いただき、本ガイドラインに沿って、主に使用会場の上限収容人数、感染拡大防止対策等について確認・調整を行いますのでご協力ください。

(2) 令和 4 年 12 月 20 日に公表された一般社団法人日本展示会協会の「展示会業界におけるＣＯＶＩD-19 感染拡大予防ガイドライン」のうち、会場管理・運営者が行う対策については、当協会で可能な限り対応いたします。(令和 5 年 2 月 1 日変更)

催物の上限収容人数制限等について

昨今の感染状況を鑑み、政府や静岡県からの要請、当館ガイドラインに沿った使用を頂ければ、通常時の収容人数までご利用いただけると判断したため、上限収容人数制限について変更いたします。

1　対象期間

令和5年2月1日(水)～当面の間

※今後の感染状況や政府や静岡県等からの要請があった場合は、再度制限を行う可能性があります。

2　展示場の上限収容人数制限（通常時上限収容人数に戻っています）

施　設　名		通常時上限収容人数	令和5年2月1日(水)～当面の間
北館大展示場	全面(5,000 ㎡)	6,000 人	6,000 人
	1/2(2,500 ㎡)	2,800 人	2,800 人
南館大展示場	全面(5,400 ㎡)	6,500 人	6,500 人
	2/3(3,600 ㎡)	4,000 人	4,000 人
	1/3(1,800 ㎡)	1,500 人	1,500 人
西館第1小展示場		160 人	160 人
西館第2小展示場		600 人	600 人
北館第3小展示場		400 人	400 人
北館レセプションホール		450 人	450 人

※1　上記人数は最大値です。レイアウトによっては希望の人数が収容できない可能性がありますので収容人数の詳細については個別にご相談下さい。

3　中央棟会議室等の上限収容人数制限

(1)　上限収容人数の設定

変更なし

引き続き感染対策をお願いいたします。

施　設　名	通常時上限収容数（スクール形式）	令和4年8月1日(月)～当面の間	
		スクール形式	ロの字型
会議室 401～8　1室単独利用	30 人	30 人	16 人
会議室 401～7　2 室連結利用	60 人	60 人	28 人
会議室 401～3　3 室連結利用	90 人	90 人	36 人
会議室 409	69 人	69 人	28 人
講師控室	4 人	貸出停止	貸出停止
中央棟3F　和室	16 人	16 人	16 人

※各部屋のレイアウト詳細は別紙のレイアウト図を参照してください。

別紙２

展示場内における座席等の設置例（推奨）

■ 椅子はW0.5m × D0.5m

机 机はW1.8m × D0.45m

ケース1：展示ブースの設置

パターン1（ブース間に間仕切りがある場合）

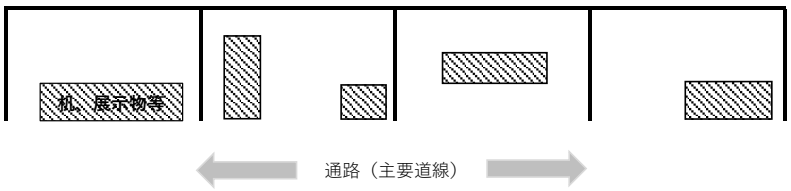

・ブース内はソーシャルディスタンスを意識し、人と人の間隔をできるだけ距離を空けてください。

パターン2（ブース間に間仕切りが無い場合）

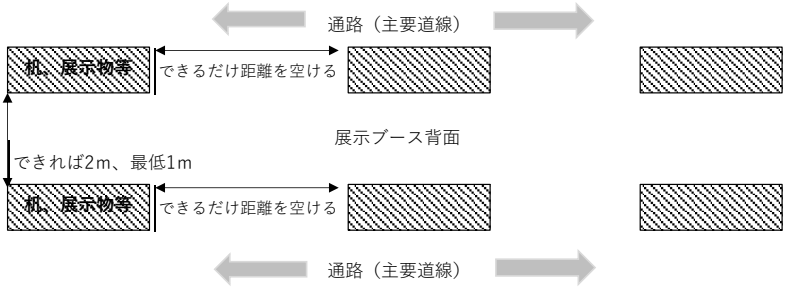

・ブース間に間仕切りが無い場合はできるだけ距離を空けてください。

ケース2：商談・休憩コーナーを設置する場合

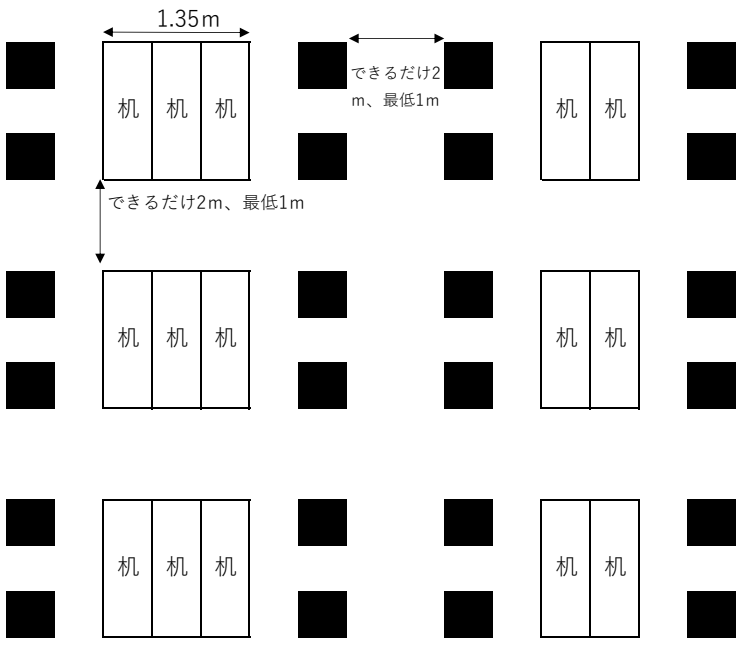

・1つの机に、できるだけ距離を空けての設置をお願いします。

・飛沫感染を防ぐため、テーブルはできるだけ２台以上設置を推奨します。（ただし、仕切りを設置する場合は１台でも可。

・商談テーブルの間隔は、隣をできるだけ距離を空けてください。

椅子はW0.5m × D0.5m

机　机はW1.8m × D0.45m

ケース3：対面接客の場合

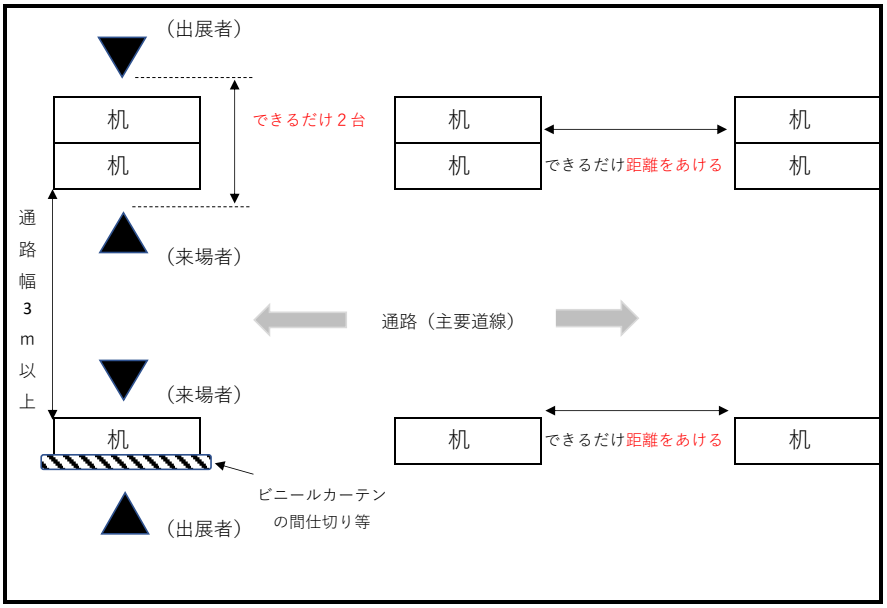

・出展者と来場者が対面する場合は、できるだけ間に机を2台設置して人と人の距離をできるだけ距離を離してください。

・机が1台の場合は、できるだけビニールカーテン等の間仕切りの設置を推奨します。

ケース4：ガイダンスの場合

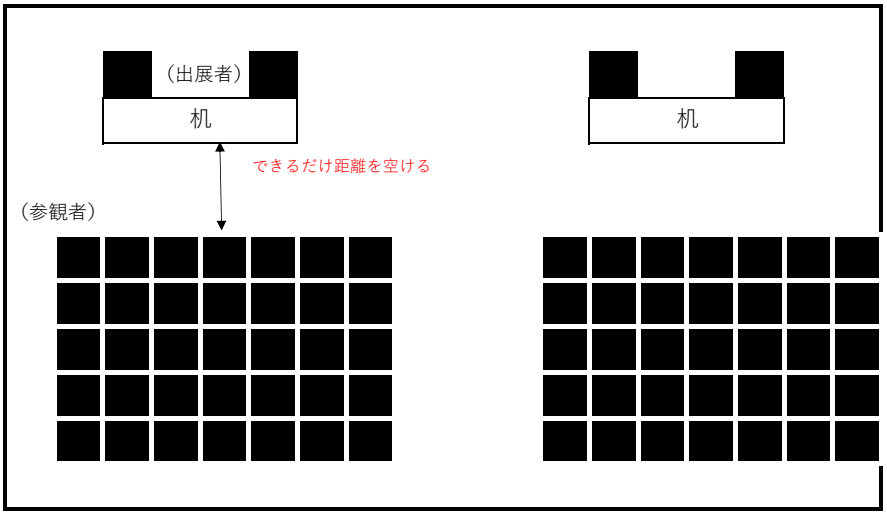

・1つの机に、できるだけ距離を空けて、設置をお願いします。

・出展者と参加者は机をはさみできるだけ距離を空けて設置をお願いします。

椅子はW0.5m × D0.5m

机　机はW1.8m × D0.45m

ケース5：スクール形式（試験、研修等）

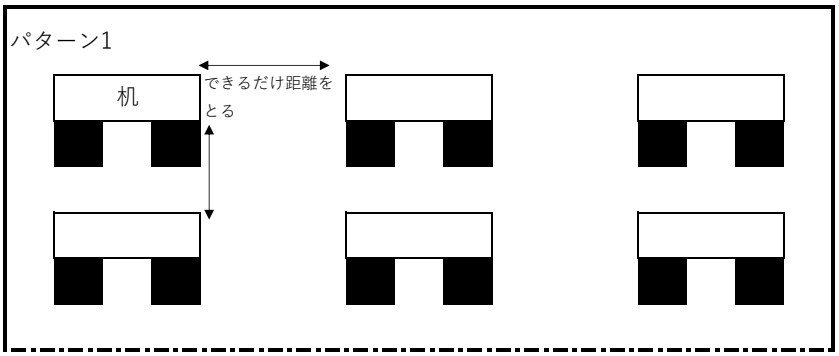

・参加者の座席の間隔は、できるだけ距離を空けて設置をお願いします。

・前の机との間隔は、できるだけ距離を離して設置してください。

ケース6：ステージイベントの場合

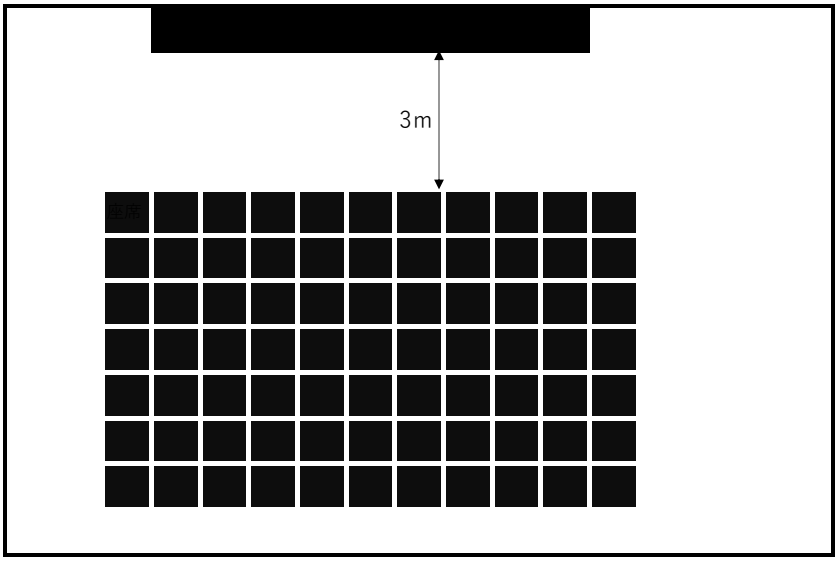

・ステージから最前列までの間隔は、できるだけ3m以上離してください。

・観覧者の座席の間隔は、身体と身体がぶつかり合わない程度の間隔を空ける

椅子はW0.5m × D0.5m

机 机はW1.8m × D0.45m

ケース7；プロレスの場合

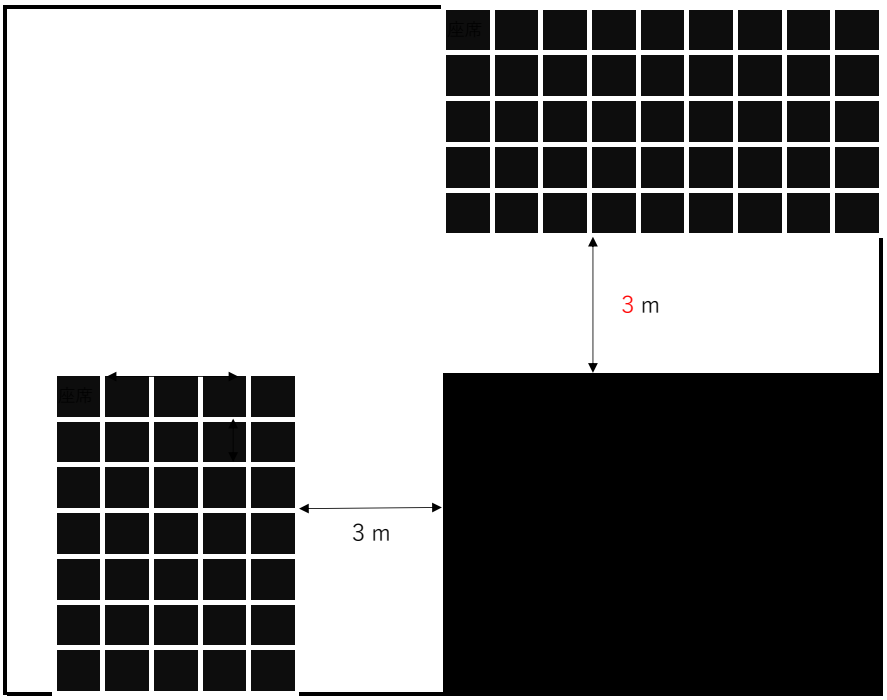

・リングから最前列までの間隔は、できるだけ３m以上離してください。

・観覧者の座席の間隔は、身体と身体がぶつかり合わない程度の間隔を空ける。